

平成 20 年 2 月 4 日

企業会計基準委員会 御中

電 気 事 業 連 合 会
北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社
沖縄電力株式会社

「資産除去債務に関する会計基準（案）」及び
「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 19 年 12 月 27 日に公表されました、企業会計基準委員会「資産除去債務に関する会計基準（案）」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（案）」に関しまして、別紙のとおり、当会を含む電気事業としての意見を申し上げます。

今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

1. 注記事項について（基準案第 16, 57 項）

会計基準案 16 項において、注記事項を規定しているが、国際会計基準や米国会計基準と同程度に簡素化をお願いしたい。

具体的には、(1) に「当該債務の履行が予想される時期」とあるが、(2) の「割引率等の前提条件」として「割引期間」の記載を行うことと同一とも考えられることから、「当該債務の履行が予想される時期」を削除するなど簡素化していただきたい。

（理由）

当該会計基準案は、国際会計基準とのコンバージェンスを目的として規定されたものであることから、国際会計基準や米国会計基準で求められているものを注記すれば十分であると考えられるが、会計基準案 16 項で規定されている注記事項は、両基準で求められていないものもあり、簡素化を願うものである。

具体的に言えば、(1) の「当該債務の履行が予想される時期」は、米国会計基準では求められていないことに加え、(2) 「資産除去債務を見積もった方法及び適用した割引率等の前提条件」において、「当該債務の履行が予想される時期」と同一の内容と考えられる「割引期間」の記載を行うことが考えられるため、(1) においては、「債務履行時期」について記載を行う必要性は乏しいものとする。

また、仮に (1) において「債務履行時期」を記載した場合には、合理的な見積りを行うために前提としたものに過ぎないにもかかわらず、当該資産の除去を経営者が対外的にコミットしたとの誤解を生じかねない。

よって「当該債務の履行が予想される時期」という事項は削除するなど、注記項目を簡素化していただきたい。

2. 本会計基準適用による期首差額の取扱いについて（基準案第 19, 60 項）

適用初年度の負債と資産の期首差額は原則として特別損失に計上するとあるが、下記の理由のとおり、現在、検討されている「過年度遡及修正の会計基準」における期首の剰余金整理も含めて、再検討をお願いしたい。

（理由）

基準案第 3 項において、資産除去債務の範囲を「有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準じるもの」としており、適用対象となる有形固定資産は限定的とも考えられるが、適用指針案第 9 項にあるように、建物等の賃借契約において資産除去債務を計上しなければならない場合があり、この場合は多くの企業が該当し、かなりの金額を計上する必要があるものと考えられる。

また、税効果会計の適用にあたっては、適用初年度の影響額も勘案されて、過年度税効果調整額について剰余金で整理したことや、現在、検討されている「過年度遡及修正の会計基準」においては、期首の剰余金整理で議論されている。

従って、期首剰余金での整理も含めて再検討をお願いしたい。

なお、「過年度遡及修正の会計基準」については検討途上のものであり、基準案の検討では参照すべきでないということであれば、基準案の適用時期である平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度終了時点までに「過年度遡及修正の会計基準」が公表となる場合は再検討することとしていただきたい。

今後、貴委員会にて検討される予定の他の会計基準においても、適用初年度に同様の問題があると思われ、その点も考慮すれば、剰余金を調整する処理の道を閉ざすべきでないを考える。

3. その他

①誤字修正

適用指針案 第 26 項最終行において、誤字の修正をお願いしたい。

(誤)「が資産除却債務に計上されることとなる。」

→ (正)「が資産除去債務に計上されることとなる。」

②確認事項

契約等により将来の除去費用について、除去義務を有する者以外の第三者が負担することが相当程度明らかである場合、本邦会計基準における取扱いについて確認したい。

国際会計基準第 37 号第 53～58 項を適用すれば、除去債務の対象となる資産の保有者はその債務を第三者が負担することが相当程度明らかである場合、その最終的支払合意が得られるまでの間、当該負債の総見積額を計上し、同時に将来受け取るであろう第三者からの支払額を別区分にて資産計上する処理が認められているが、本邦会計基準においても、同様の理解でよろしいか。

以 上